

○北海道警察の巡査長に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第12号

昭和42年7月1日

改正 昭和43年3月19日警察本部訓令甲第2-1号、44年3月18日第3号、4月10日警察本部訓令第11号、45年3月31日第1号、46年3月24日第3号、平成6年1月27日第2号、19年2月2日第1号、31年3月18日第6号

北海道警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

北海道警察の巡査長に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）及び北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）第56条の規定に基づき、北海道警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(巡査長の設置)

第2条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部の課（課に相当するものを含む。）、北海道警察学校の部及び課並びに警察署（以下「所属」という。）に、次に掲げる基準に従い、巡査長を置く。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番等の勤務箇所については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の行う職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長である巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について、必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であって、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては4年）に達しており、かつ、指導力を有する者
 - (2) 巡査部長の昇任試験に合格している者（以下「巡査部長昇任試験合格者」という。）その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するものは、巡査長に任用しない。

- (1) 選考期日以前1年以内に懲戒等の処分を受けたことのある者
- (2) 選考期日において、通常の勤務に堪えられない病弱者
- (3) 選考期日において、指導強化の対象となっている者

(巡査長の選考の方法)

第5条 巡査長の選考は、警察本部から示された名簿に基づき所属の長から推薦

された巡査について、書面審査により行うものとする。ただし、警務部長が必要と認めるときは、面接審査を併せて行うことができる。

(巡査長の任命形式)

第6条 巡査長の任命は、別に定める辞令を交付して行うものとする。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第7条 巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験合格者に対しては、これを省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

2 巡査長の数は、この訓令の施行の日から昭和46年3月31日までの間は、1,510人以内とし、所属ごとの数は別に定める。

附 則 (昭和43年警察本部訓令甲第2-1号)

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年警察本部訓令甲第3号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和44年4月10日から施行する。

附 則 (昭和45年警察本部訓令第1号)

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成6年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成19年2月2日から施行する。

附 則 (平成31年警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。